

大学共同利用機関法人人間文化研究機構の会計監査人候補者の公募について

令和4年1月27日
大学共同利用機関法人人間文化研究機構

本機構は、国立大学法人法の定めにより、会計監査人による監査を受けることとされております。この会計監査人の選任については文部科学大臣が行いますが、選任にあたっては、本機構において会計監査人の候補者を選定し、会計監査人候補者名簿を文部科学大臣へ提出することとされております。

このため、本機構の会計監査人に就任する希望をお持ちの監査法人又は公認会計士（国立大学法人法第35条において準用する独立行政法人通則法第41条に定める会計監査人の資格を満たしている者に限る。）の方からの提案書を募集いたしますので、別紙「提案書の記載事項について」をご参照のうえ提案書を作成し、下記によりご提出いただきますようお願いいたします。

記

1. 会計監査人が行う業務

本機構における財務諸表、事業報告書（会計に関する部分に限る。）、及び決算報告書についての監査業務

2. 監査対象事業年度及び会計監査人の任期

(1) 監査対象事業年度

令和4事業年度から令和9事業年度の6年間とする。

(2) 会計監査人の任期

監査契約締結の日から、国立大学法人法第35条において準用する独立行政法人通則法第38条第1項の文部科学大臣の承認の時まで。

3. 提出期限 令和4年2月22日（火）17時00分 必着

4. 提出先 以下に示す場所に持参、又は、書留による郵送

5. 部数等 6部（原本1部、他5部は写で結構です。また提案書は、A4版縦型で、提出願います。）

6. その他

(1) 今回の候補者の選定は、令和4事業年度から令和9事業年度の6年にわたる候補者の選定となります。但し、毎年度、文部科学大臣の選任を受けることから、契約は単年度契約となります。

また、令和5事業年度以降については、候補者より毎年度、監査計画書を、本機構の指定する期日までにご提出いただきますので、その内容に基づき、本機構で評価・検証したうえで適切であると認められた場合に限り、文部科学大臣へ会計監査人候補者名簿を提出し、選任を求めることとなります。

なお、今回選定された者が、行政処分を受けた場合や社会情勢の変化、契約の履行状況等により、適切な監査業務を遂行することが困難であると認められる場合には、選定見直しの対象となります。

(2) 提案書の作成にあたっては、本機構ホームページ等を参考にし、ご不明な点については、以下の問合せ先までご連絡ください。

- ・組織 (<http://www.nihu.jp/ja/opendoor/h-soshiki>)
- ・業務 (<http://www.nihu.jp/ja/opendoor/h-gyoumu>)
- ・財務 (<http://www.nihu.jp/ja/opendoor/h-zaimu>)

(3) 提出された提案書は原則返却しませんが、候補者として選定した提案書以外は提出時に返却の希望があったもののみ返却しますので、返却を希望する者は、その旨を提案書に記載してください。

(4) 候補者の選定にあたっては、令和4年2月28日(月)に、提案書の内容等についてプレゼンテーションを実施します。

なお、詳細につきましては、候補者に別途、ご連絡いたします。

(5) 提案書の作成及び提出、プレゼンテーションに要する費用は、提案者の負担とします。

(6) 評価の方法については、提案者からのプレゼンテーションを実施した後、本機構が策定した「会計監査人候補者選定方法」に基づき、当機構が設置した会計監査人候補者選定委員会において項目ごとに評価を行い、総合的に優れた内容を提案した者を選定します。

なお、選定終了後には、当該審査結果及び本機構が定めた「会計監査人候補者選定方法」を、ホームページにて公表することといたします。

【提案書の提出先及び問い合わせ先】

〒105-0001

東京都港区虎ノ門4-3-13

ヒューリック神谷町ビル2階204号

大学共同利用機関法人人間文化研究機構

監査室(担当:坂田、松浦)

電話:03-6402-9229、9237

FAX:03-6402-9240

E-mail:kansa@nihu.jp